(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 5月 17日

松山市長 様

提出者

住 所 愛媛県松山市福角町乙69番地1 氏 名 医療法人慈孝会 福角病院

理事長 梶原 眞人

電話番号 089-979-5561

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の 減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	医療法人慈孝会 福角病院	
事	業場の所在地	愛媛県松山市福角町乙69番地1	
計	画期間	令和5年4月1日~令和6年3月31日	
当記	当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
	①事業の種類	83 医療業	
②事業の規模		114床	
	③ 従 業 員 数	283名	
④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程		感染性廃棄物  → 委託収集・運搬業者  → 中間処理(破砕・滅菌・乾燥)  → 最終処分(管理型埋立)	

(日本工業規格 A列4番)

特別	特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
	(管理体制図)				
	福角病院院長(統括管理者)				
特別	別管理産業廃棄物の排出の	抑制に関する事項			
		【前年度(令和 4	4 年度)実績】		
	① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
		排 出 量	87. 016 t	t	
		(これまでに実施した取組) 今年度も、コロナウイルスの感染疑いのある職員の自宅待機、患者 家族の立ち入り制限等、感染の拡大防止及び短期治療に努め、感染 性廃棄物の排出を抑えるよう委員会をあげて取り組んだ。			
	②計画	【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
		排 出 量	80 t	t	
		(今後実施する予定の取組) 無駄な排出を抑え、前年度以下の排出量になるよう努める。 ワクチン接種、感染症の短期治療に努め、クラスターを出さないよ う警戒していく。またクラスターが出た場合は、早急に区画立ち入 り制限を行い、最小限の被害にとどめる。			
特別	」 別管理産業廃棄物の分別に関する事項				
	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○注射針等 ○コロナ消毒に使用したペーパータオル等 ①現状 ○マスク・エプロン・フェイスシールド・グローブ・キャップ等 ○ディスポ・ガーゼ・輸液パック等 ○使用済み紙おむつ			したペーパータオル等	
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関す ②計画 る取組) 上記以外の余分な廃棄物の混入がないよう、心掛ける。				

自	っ行う特別管理産業廃棄	物の再生利用に関する事	¥項	
		【前年度(年	度) 実績】	
	① 現状	特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
		(これまでに実施した)	取組)	
	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の)	取組)	
自	自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
		【前年度(  年度)実績】		
	① 現状	特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
		(これまでに実施した)	取組)	
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行う		
		特別管理産業廃棄物の量	t	t
	②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の)	取組)	

自	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
	【前年度(  年度)実績】			
		特別管理産業廃棄物の種類		
	① 現状	自ら埋立処分 を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
		(これまでに実施したB	取組)	
		/ D +# \		
	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
特別	L 別管理産業廃棄物の処理	L の委託に関する事項		
		【前年度(令和 4 年	E度)実績 <b>】</b>	
	① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		全処理委託量	87. 016 t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
		再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
		の梱包方法の周知徹底	取組) ら、廃棄物保管ボックス を行い、実践されている 者に再度感染性廃棄物の	かのチェックを行っ

	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	80 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き廃棄物保管ボックスの施錠・梱包方法の周知徹底を図り、安全性確保・廃棄物抑制を委員会あげて行う。 コロナウイルス対策として、感染性廃棄物の増加が考えられるが、密閉の必要性があるものないものを見極め、少しでも排出量の増加を減らす。 面会や業者の出入り等、外部の入館規制を行い、感染性廃棄物の発生自体を抑える。職員に対しては、コロナウイルス対策規程に沿った行動を改めて徹底していく。		
※事務処理欄			

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。